

事務連絡
平成29年8月25日

各地方運輸局自動車交通部長 } 殿
沖縄総合事務局運輸部長

自動車局旅客課長

営利を目的としない互助による運送のためにNPOが
市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて

昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」で、緊急に検討すべき課題のひとつとして「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめること」が挙げられており、これを踏まえて国土交通省において「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催し、本年6月に中間取りまとめが出された。その内容のうち、次期介護保険事業計画の策定スケジュールを踏まえ、早急に具体化すべき事項については、下記の通りであるので、その旨了知されるとともに、その取扱いについて、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、他の事項を含め、今般の検討結果の全体を具体化するため、追って平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」を改定する予定である。

記

以下に例示する運送の態様については、道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様として取り扱うものとする。

- 平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の考え方に従って、NPO又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用するとき。（当該NPO又は社会福祉協議会の自動車の購入費や維持管理経費（当該運送サービスの用に供される部分に限る。）の全部又は一部に対して市区町村から補助金が交付される場合も同様。）

(注1) 市区町村から交付される補助金に運転者の人件費や報酬等が含まれている場合は、有償に該当し登録又は許可を要することとなる。

(注2) 利用者の安全・安心の確保の観点から、まずは、市区町村が中心となって交通事業者の活用可能性や自家用有償旅客運送の導入について検討すること。

(注3) 当該運送サービスについては、当事者及び当該運送サービスが実施される市区町村が以下を認識した上で提供及び利用が行われるよう明確に周知すること。

- ① 本運送は道路運送法上の規制の対象外であり、同法が定める輸送の安全及び利用者の保護のための措置が担保されていない旨
- ② 事故が生じた際の責任の所在
- ③ 損害保険の加入状況

(注4) 当該運送サービスが、多様な移動手段と有機的に連携し、持続可能な地域交通ネットワークの形成に資するよう、自治体が主宰する協議会から参加要請があった場合には、これに積極的に協力すること。